

## 商品概要説明書

カードローン（約定返済型・J A住宅ローン利用者向け）

（平成 28 年 5 月 16 日現在）

商品名	J A住宅ローン利用者向けカードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○地区内に在住または在勤の方。</li><li>○当 J A で住宅ローンをご利用中の方。</li><li>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。</li><li>○継続して安定した収入のある方。</li><li>○J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活に必要な一切のご資金とします。</li></ul>
契約金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○30 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。</li></ul>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</li><li>○本商品は、当 J A で住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品です。当 J A の住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品についてもあわせて解約いただきます。（ただし、通常完済によるお取引終了の場合は、上記の契約期間内に限り、引き続き本商品をご利用いただけます。）</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○変動金利とします。</li><li>○お借入利率は、金融情勢および金利状況等を勘案し、適時見直しを行います。</li><li>○お借入利率には、年 1.9% の保証料を含みます。</li><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li><li>○次のお取引のある方は、本カードローン金利を引下げます。<ul style="list-style-type: none"><li>① 給与振込指定がある方</li><li>② J A カード取引がある方</li><li>③ J A の建物更生共済契約または生命共済契約がある方</li></ul></li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○約定返済 毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。</li></ul>

	<table border="1" data-bbox="475 203 1257 645"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 203 954 253">前月約定返済日現在の貸越残高</th> <th data-bbox="954 203 1257 253">ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 253 954 349">1万円未満</td> <td data-bbox="954 253 1257 349">前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 349 954 398">1万円以上 50万円以下</td> <td data-bbox="954 349 1257 398">1万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 398 954 448">50万円超 100万円以下</td> <td data-bbox="954 398 1257 448">2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 448 954 497">100万円超 150万円以下</td> <td data-bbox="954 448 1257 497">3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 497 954 546">150万円超 200万円以下</td> <td data-bbox="954 497 1257 546">4万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 546 954 595">200万円超 250万円以下</td> <td data-bbox="954 546 1257 595">5万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 595 954 645">250万円超 300万円以下</td> <td data-bbox="954 595 1257 645">6万円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 701 1449 929">○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	前月約定返済日現在の貸越残高	ご返済額	1万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1万円以上 50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	2万円	100万円超 150万円以下	3万円	150万円超 200万円以下	4万円	200万円超 250万円以下	5万円	250万円超 300万円以下	6万円
前月約定返済日現在の貸越残高	ご返済額																
1万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高																
1万円以上 50万円以下	1万円																
50万円超 100万円以下	2万円																
100万円超 150万円以下	3万円																
150万円超 200万円以下	4万円																
200万円超 250万円以下	5万円																
250万円超 300万円以下	6万円																
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。																
担保	○不要です。																
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																
手数料	○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p data-bbox="443 1283 1449 1507">○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部統括課（電話：0852-35-9031）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p data-bbox="443 1518 1449 1608">また、島根県農業協同組合中央会が設置・運営する島根県 J A バンク相談所（電話：0852-25-4920）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p data-bbox="443 1619 1449 2033">○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部統括課または島根県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul data-bbox="483 1809 1449 2033" style="list-style-type: none"> <li>・ 広島弁護士会（電話：082-225-1600）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</li> <li>・ 岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J A バンク相談所を通</li> </ul>																

	<p>じてのご利用となります。上記島根県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記島根県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○本商品は店頭お申込み専用の商品となります。</li> <li>○その他ご不明の点がございましたら、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J Aしまね